

議案第4号

我孫子市総合計画条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市総合計画条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月24日提出

我孫子市長 星野順一郎

提案理由

行政組織見直しによる令和4年度からの部及び課の再編に伴い、審議会及び部会の庶務を処理する組織の名称を改めるため提案するものです。

我孫子市総合計画条例の一部を改正する条例

我孫子市総合計画条例（平成31年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第16条 審議会及び部会の庶務は、企 <u>画総務部企画政策課</u> において処理す る。	(庶務) 第16条 審議会及び部会の庶務は、企 <u>画財政部企画課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。